

●香川県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年10月1日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 津田引田線（122号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市湊401番4地先から 東かがわ市湊437番3地先まで	12.6~20.0	60	令和2年香川県告示第439号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和3年10月1日